

高知県公安委員会告示生企第20号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月27日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容	ぱちんこ遊技機 PAコマコマ倶楽部with坂本冬美VV1 2P0549	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容	ぱちんこ遊技機 P華牌RRwith清水あいらL4 2P0630	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容	ぱちんこ遊技機 P華牌RRwith清水あいらV3 2P0892	告示の日から3年間
愛知県一宮市高田字池尻1番地 株式会社コナミアミューズメント 代表取締役 沖田 勝典	ぱちんこ遊技機 PGI優駿倶楽部2MR 2P0645	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求	ぱちんこ遊技機 P聖闘士星矢超流星HTB 1P1513	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求	ぱちんこ遊技機 P聖闘士星矢超流星HTC15 1P1893	告示の日から3年間
東京都台東区東上野二丁目13番8号 株式会社エンターライズ 代表取締役 新井 聡司	回胴式遊技機 SMHWアイスボーンZD 2S0817	告示の日から3年間
東京都台東区東上野一丁目16番1号 株式会社アムテックス 代表取締役 水島 勇治	ぱちんこ遊技機 P銀河鉄道999NJH1AZ3 210120	告示の日から3年間

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
東京都台東区東上野一丁目16番1号 株式会社オリンピア 代表取締役 兼次 民喜	回胴式遊技機 LバキL3 2S0749	告示の日 から3年 間
愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋 代表取締役 梁川 誠市	ぱちんこ遊技機 PネオモンスターハウスMXL 2P0835	告示の日 から3年 間
岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社 代表取締役 佐野 慎一	回胴式遊技機 LアナザーリノヘブンCC 2S0866	告示の日 から3年 間
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番 13号 株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 梅村 尚孝	ぱちんこ遊技機 P10カウントチャージ絶狼135-RH 2P0359	告示の日 から3年 間
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番 13号 株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 梅村 尚孝	ぱちんこ遊技機 Pゴッドイーター荒神VerRAY3 2P0769	告示の日 から3年 間